



被災中小企業者等 支援策ガイドブック

第6版

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう最大限努力してまいります。

中小企業者向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加される可能性もあります。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用下さい。

平成28年5月31日

中小企業庁

目次

【特集】熊本地震復旧等予備費による追加支援 6

中小企業庁では熊本地震復旧等予備費により、災害からの復旧・事業再建を目指す中小企業者の皆様に向けて、施設の復旧支援を新たに設けるとともに、資金繰り支援の拡充などを行いました。

- (1) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）
- (2) 商店街震災復旧等事業
- (3) 中小企業組合共同施設等復旧事業
- (4) 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）
- (5) 平成 28 年熊本地震特別貸付
- (6) 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)
- (7) 産業復旧アドバイザー事業

1 事業継続、再開など経営全般について

事業の復旧、再建など経営に関する悩みについて広く相談に応じます。

- (1)特別相談窓口での電話相談や窓口相談 9
- (2)熊本県等と連携した巡回相談 18
- (3)相談窓口に電話 1 本で専門家を派遣（一部の相談窓口は土日も受付） 19
- (4)商店街への専門家等の派遣 20
- (5)産業復旧アドバイザー事業【新設】 20
- (6)BCP（事業継続計画）策定支援 21

2 金融機関等からの借入れや返済について

借入金の返済猶予などの条件変更ができます。

事業再開に必要な資金を低利で借入れできます。

融資への信用保証が拡充されます。

小規模企業共済に加入されている方の無利子貸付けがあります。

(1)被災中小企業者の既往債務の負担軽減等	2 2
(2)平成 28 年熊本地震特別貸付【拡充】	2 5
(3)小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)【拡充】	2 8
(4)高度化事業による貸付（災害復旧向け）（独）中小企業基盤整備機構	3 0
(5)信用保証協会制度（熊本県）【セーフティネット保証 4 号、災害関係保証等】	3 1
(6)信用保証協会制度（大分県、鹿児島県、長崎県、宮崎県、佐賀県）【セーフティネット保証 4 号】	3 3
(7)小規模企業共済制度の特例災害時貸付等	3 6
(8)金融機関等における特例措置	3 9
(9)金融庁相談ダイヤル（金融機関とのトラブル相談）	4 1
(10)自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（ローン減額等）	4 2
(11)金融円滑化特別資金（熊本県）	4 4
(12)小規模事業者おうえん資金（熊本県）	4 6
(13)チャレンジサポート資金（熊本県）	4 7
(14)平成 28 年熊本地震特別融資（熊本市）	4 9
(15)中小企業倒産防止共済制度	5 0
(16)中小企業退職金共済制度	5 1

3 施設の復旧などについて

被災した中小企業や商店街の施設の復旧費用を補助します。

チラシやホームページ作成などの販路開拓に取り組む費用を補助します。

- (1) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）【新設】
..... 5 2
- (2) 中小企業組合共同施設等復旧事業【新設】 5 4
- (3) 商店街震災復旧等事業【新設】 5 5
- (4) 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）【新設】 5 6

4 下請取引のトラブルについて

中小企業の取引上の悩みについて特別相談を実施します。

- (1) 下請かけこみ寺「特別相談窓口」を全国に設置 5 8
- (2) 下請事業者との取引について、親事業者へ次のとおり要請しています 5 9
- (3) 下請中小企業者への情報提供について親事業者へ次のとおり要請しています 6 0

5 従業員の雇用について

地震の影響による労働者の休業や離職について、失業手当の特例や助成金があります。

- (1) 雇用保険の失業給付の特例 6 1
- (2) 休業手当に対する雇用調整助成金 6 3

6 税金の申告・納付について

国税や地方税の申告や納付の期限が延長されます。

所得税が減免されます。

納税の緩和等の措置が適用されます。

(1) 国税・地方税に係る申告・納付期限の延長等	6 5
--------------------------	-----

7 補助金の申請その他の手続きについて

補助金の公募期間等が延長されます。

商工会、商工会議所などの総会の開催を延期できます。

(1) 公募中の補助金の公募期間の延長	7 3
(2) 中小企業経営承継円滑化法の申請書・報告書の提出期限の延長	7 5
(3) 商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合の総（代）会の開催延期	7 6
(4) 特許等に関する手続き期間の延長などについて	7 6
(5) 中小企業組合等の役員変更の登記や、決算関係書類の届出等の期限の延長	7 7
(6) 更新登録の時期を迎える熊本県にお住まいの中小企業診断士の登録の有効期間の延長	7 7

8 その他の支援

家屋の解体・撤去や、がれきの収集・運搬及び処分に係る経費について補助があります。

(1) 中小企業の災害廃棄物の処理に関する支援	7 8
(2) 被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における受注機会増大の配慮を、各府省等や都道府県に要請	8 0
(3) ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジグテック）」における熊本県及び大分県企業向けの応援サイトの開設	8 1

9 よくあるご質問 82

10 県・市町村の連絡先一覧 84

【特集】熊本地震復旧等予備費による追加支援

中小企業庁では熊本地震復旧等予備費により、災害からの復旧・事業再建を目指す中小企業者の皆様に向けて、施設の復旧支援を新たに設けるとともに、資金繰り支援の拡充などを行いました。

被災した中小企業や商店街の施設の復旧費用を補助します。

チラシやホームページ作成などの販路開拓に取り組む費用を補助します。

事業の復旧や資金繰りに必要な資金を低利で借入れできます。

熊本県内の誘致企業等の経営に関する悩みについて、専門家が相談に応じます。

(1) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）

平成 28 年度熊本地震で被災した中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、グループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の 1/2 または 3/4（うち国が 1/3 または 1/2、県が 1/6 または 1/4）を補助することで、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（「新商品製造ラインの転換」、「生産効率向上」、「従業員確保のため宿舍整備」等）の実施も支援します（新分野事業）。

（→ p. 52）

(2) 商店街震災復旧等事業

平成 28 年熊本地震により被災した地域（熊本県）の商店街について、被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等に要する費用の 3/4（国が 1/2、県が 1/4）を補助します。

また、商店街によるにぎわい創出事業について定額（上限 100 万円）を補助します。

これにより、商店街の復旧を行い、商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を目指します。

（→p. 55）

（3）中小企業組合共同施設等復旧事業

被災地（熊本県）の中小企業組合等が行う共同施設等の災害復旧事業に要する費用の3/4（国が1/2、県が1/4）を補助することにより、被災地域の早期の復旧・復興を目指します。

（→p. 54）

（4）被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）

九州地方に所在する、平成28年熊本地震の影響を受けた小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や業務効率化・生産性向上に取り組む費用を支援します。

（→p. 56）

（5）平成28年熊本地震特別貸付

平成28年熊本地震により直接被害・間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫が事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を長期・低利で融資するなど融資制度の拡充を行うことで、被災した中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図ります。

（→p. 25）

（6）小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）

マル経融資とは、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。

平成 28 年熊本地震により被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害対応特枠として、貸付限度額を別枠として 1,000 万円上乘せするほか、貸付金利について別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の金利から直接被害 ▲0.9%、間接被害 ▲0.5% 引下げることで、小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

(→ p. 28)

(7) 産業復旧アドバイザー事業

熊本県の誘致企業・中堅企業等のニーズにきめ細かく対応するため、専門家による相談窓口の設置や、被災自治体等と連携した事業再開等に関するアドバイスを行います。

これにより熊本地震により生じた経営課題の解決を支援し、熊本地震の影響を受けた九州地域の早期復興を目指します。

(→ p. 20)

1 事業継続、再開など経営全般について

事業の復旧、再開など経営に関する悩みについて広く相談に応じます。

(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び経済産業局並びに中小企業基盤整備機構九州本部及び熊本県・大分県のよろず支援拠点に「特別相談窓口」を設置しています。商店街の相談は全国商店街振興組合連合会で応じています。

相談内容が具体的な融資の場合は日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、保証の場合は、信用保証協会にご相談ください。

熊本県と大分県の相談窓口は以下のとおりです。その他の県の相談窓口については、最寄りの各機関にお問い合わせください。

熊本県

【融資に関するご相談】

日本政策金融公庫

平日：9:00～17:00

熊本支店 中小企業事業（電話）096-352-9155

熊本支店 国民生活事業（電話）096-353-6121

八代支店 国民生活事業（電話）0965-32-5195

土日祝日：9:00～17:00

熊本支店 中小企業事業 096-352-9155

熊本支店 国民生活事業 096-353-6121

商工組合中央金庫

平日のみ：9:00～17:00

熊本支店（電話）096-352-6184

土日祝日のみ：9:00～17:00

本部（電話）0120-542-711

【保証に関するご相談】

信用保証協会

平日/土日祝日：9:00～17:15/9:00～17:00

熊本県信用保証協会（電話）096-375-2000

【全般的なご相談】

商工会議所

平日：8:30～17:15

熊本商工会議所（電話）096-354-6688

八代商工会議所（電話）0965-32-6191

荒尾商工会議所（電話）0968-62-1211

人吉商工会議所（電話）0966-22-3101

水俣商工会議所（電話）0966-63-2128

本渡商工会議所（電話）0969-23-2001

玉名商工会議所（電話）0968-72-3106

山鹿商工会議所（電話）0968-43-4111

牛深商工会議所（電話）0969-73-3141

土日祝日：8:30～17:15

熊本商工会議所（電話）096-354-6688

平日：9:00～17:00

日本商工会議所（電話）03-3283-7710

商工会

平日

熊本市託麻商工会	(電話) 096-380-0014
熊本市北部商工会	(電話) 096-245-0127
熊本市河内商工会	(電話) 096-276-0342
熊本市飽田商工会	(電話) 096-227-0852
熊本市天明商工会	(電話) 096-223-2022
熊本市富合商工会	(電話) 096-358-2521
熊本市城南商工会	(電話) 0964-28-2317
熊本市植木町商工会	(電話) 096-272-0236
宇土市商工会	(電話) 0964-22-5555
宇城市商工会	(電話) 0964-42-8111
美里町商工会	(電話) 0964-47-0336
玉名市商工会	(電話) 0968-57-0323
玉東町商工会	(電話) 0968-85-2174
南関町商工会	(電話) 0968-53-0120
長洲町商工会	(電話) 0968-78-0410
和水町商工会	(電話) 0968-86-2127
山鹿市商工会	(電話) 0968-46-2141
菊池市商工会	(電話) 0968-25-1131
合志市商工会	(電話) 096-242-0733
大津町商工会	(電話) 096-293-3421
菊陽町商工会	(電話) 096-232-2757
阿蘇市商工会	(電話) 0967-32-0200
南小国町商工会	(電話) 0967-42-0142
小国町商工会	(電話) 0967-46-3621
産山村商工会	(電話) 0967-25-2811
高森町商工会	(電話) 0967-62-0274
南阿蘇村商工会	(電話) 0967-62-9435
西原村商工会	(電話) 096-279-2295
御船町商工会	(電話) 096-282-0322
嘉島町商工会	(電話) 096-237-0734

益城町商工会	(電話) 096-286-2551
甲佐町商工会	(電話) 096-234-0272
山都町商工会	(電話) 0967-72-0186
八代市商工会	(電話) 0965-52-8111
氷川町商工会	(電話) 0965-62-2021
芦北町商工会	(電話) 0966-82-2548
津奈木町商工会	(電話) 0966-78-3580
錦町商工会	(電話) 0966-38-0009
あさぎり町商工会	(電話) 0966-45-0969
多良木町商工会	(電話) 0966-42-2525
湯前町商工会	(電話) 0966-43-3333
水上村商工会	(電話) 0966-44-0073
相良村商工会	(電話) 0966-35-0504
五木村商工会	(電話) 0966-37-2321
山江村商工会	(電話) 0966-24-9326
球磨村商工会	(電話) 0966-25-6660
上天草市商工会	(電話) 0969-56-0244
天草市商工会	(電話) 0969-23-2020
苓北町商工会	(電話) 0969-37-1244

平日/土日祝日 : 8:30~17:15

熊本県商工会連合会 (電話) 096-325-5161

平日 : 9:00~17:30

全国商工会連合会 (電話) 03-6268-0085

中小企業団体中央会

平日 : 8:30~17:15

熊本県中小企業団体中央会 (電話) 096-325-3255

土日祝日 : 9:00~17:00

熊本県中小企業団体中央会 (電話) 096-325-3255

平日 : 9:00~17:00

全国中小企業団体中央会 (電話) 03-3523-4902

(独) 中小企業基盤整備機構

平日/土日祝日 : 10:00~17:00

中小企業復興支援センター熊本 (電話) 096-364-5252

平日/土日祝日 : 9:00~17:00

九州本部 (電話) 092-263-1500

平日/土日祝日 : 9:00~17:00

南九州事務所 (電話) 099-219-7882

経済産業局

平日/土日祝日 : 9:00~18:00

九州経済産業局 産業部 中小企業課 (電話) 092-482-5447

よろず支援拠点

平日/土日祝日 9:00~17:00

熊本県よろず支援拠点 (電話) 096-286-3355

【下請取引に関するご相談】

下請かけこみ寺

平日 : 9:00~12:00/13:00~17:00

熊本 (電話) 0120-418-618

本部 (電話) 03-5541-6655

【商店街からのご相談】

全国商店街振興組合連合会

平日 : 9:00~17:00

全国商店街振興組合連合会 (電話) 03-3553-9300

【小規模企業共済・中小企業倒産防止共済に関するご相談窓口】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～19：00 (電話) 050-5541-7171

土曜日：10：00～15：00 (電話) 050-5541-7171

日曜日・祝日：10：00～15：00 (電話) 03-5470-1559

【中小企業退職金共済等に関するご相談窓口】

(独)勤労者退職金共済機構

○中小企業退職金共済制度

平日：9：00～17：15 (電話) 03-6907-1234

○特定業種退職金共済制度

・建設業退職金共済事業本部 (建退共)

平日：9：00～17：15 (電話) 03-6731-2831

・清酒製造退職金共済事業本部 (清退共)

平日：9：00～17：15 (電話) 03-6731-2887

・林業退職金共済事業本部 (林退共)

平日：9：00～17：15 (電話) 03-6731-2887

【ミラサポ専門家派遣】

よろず支援拠点や、商工会、商工会議所等の支援機関にご相談いただいた際、相談内容によっては、これらの支援機関が「ミラサポ」に登録されている専門家を派遣します。専門家は、3回まで無料で派遣できます。さらに、お電話でご相談いただいた際にも派遣することができます。

(お問い合わせ先) 株式会社パソナ (電話) 03-5542-1685

大分県

【融資に関するご相談】

日本政策金融公庫

平日：9:00～17:00

大分支店・中小企業事業	(電話) 097-532-4106
大分支店・国民生活事業	(電話) 097-535-0331
別府支店・国民生活事業	(電話) 0977-25-11151

土日祝日：9:00～17:00

熊本支店 中小企業事業	(電話) 096-352-9155
熊本支店 国民生活事業	(電話) 096-353-6121

商工組合中央金庫

平日：9:00～19:00

大分支店	(電話) 097-534-4157
------	-------------------

土日祝日：9:00～17:00

本部	(電話) 0120-542-711
----	-------------------

【保証に関するご相談】

信用保証協会

平日/土日祝日：9:00～17:15/9:00～17:00

大分県信用保証協会 保証一課	(電話) 097-532-8246
大分県信用保証協会 保証二課	(電話) 097-532-8247

【全般的なご相談】

商工会議所

平日：8:30～17:00

日田商工会議所	(電話) 0973-22-3184
臼杵商工会議所	(電話) 0972-63-8811
津久見商工会議所	(電話) 0972-82-5111
豊後高田商工会議所	(電話) 0978-22-2412

竹田商工会議所 (電話) 0974-63-3161

宇佐商工会議所 (電話) 0978-33-3433

平日 : 8:30~17:15

大分商工会議所 (電話) 097-536-3131

平日 : 8:30~17:30

中津商工会議所 (電話) 0979-22-2250

佐伯商工会議所 (電話) 0972-22-1550

平日 : 9 : 00~17:30

別府商工会議所 (電話) 0977-25-3311

商工会連合会

平日 : 8:30~17:15

大分県商工会連合会 (電話) 097-534-9507

中小企業団体中央会

平日 : 8 : 30~17:15

大分県中小企業団体中央会 (電話) 097-536-6331

(独) 中小企業基盤整備機構

平日/土日祝日 : 9:00~17:00

九州本部 (電話) 092-263-1500

経済産業局

平日/土日祝日 : 9:00~18:00

九州経済産業局 産業部 中小企業課 (電話) 092-482-5447

よろず支援拠点

平日/土日祝日 : 9:00~17:00

大分県よろず支援拠点 (電話) 097-537-2837

【下請に関するご相談】

下請かけこみ寺

平日：9:00～12:00/13:00～17:00

本部

(電話) 03-5541-6655

【商店街からのご相談】

全国商店街振興組合連合会

平日：9:00～17:00

全国商店街振興組合連合会 (電話) 03-3553-9300

【小規模企業共済・中小企業倒産防止共済に関するご相談窓口】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9:00～19:00

(電話) 050-5541-7171

土曜日：10:00～15:00

(電話) 050-5541-7171

日曜日・祝日：10:00～15:00

(電話) 03-5470-1559

【ミラサポ専門家派遣】

よろず支援拠点や、商工会、商工会議所等の支援機関にご相談いただいた際、相談内容によっては、これらの支援機関が「ミラサポ」に登録されている専門家を派遣します。専門家は、3回まで無料で派遣できます。さらに、お電話でご相談いただいた際にも派遣することができます。

(お問い合わせ先) 株式会社パソナ

(電話) 03-5542-1685

(2) 熊本県等と連携した巡回相談の実施

熊本県が県内各地で開催する「平成 28 年熊本地震に係る中小企業ワンストップ特別相談会」に、熊本県よろず支援拠点のコーディネーターや中小機構の専門家を派遣し、ご相談をお受けします。

また、熊本県や熊本県内市町村、商工会、商工会議所、県内業界団体等と連携して、商工会の経営指導員等の巡回等に中小機構の専門家が協力し、ご相談をお受けします。

平成 28 年度熊本地震に係る中小企業ワンストップ特別相談会の日程（熊本県）

URL : http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15558.html

熊本県よろず支援拠点

URL : <http://www.kmt-ti.or.jp/archives/254>

(独) 中小企業基盤整備機構 中小企業復興支援センター熊本

URL : <http://www.smrj.go.jp/kikou/news/saigai/098384.html>

(3) 相談窓口に電話 1 本で専門家を派遣

(一部の相談窓口は土日も受付)

下記の相談窓口 ((1)~(3)) に、ご来訪いただくか、お電話をいただければ、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ITなどの専門家を派遣します。従来は、窓口訪問後、一定のコンサルティングを受けてから専門家の派遣を行っていましたが、被災された事業者のご負担を考慮して、お電話のみのご相談後に、専門家の派遣を行うことにしました。

さらに、一部の相談窓口は土日も受け付けます。

(1)、(2)は 3 回まで無料（「ミラサポ」に登録されている全国の約 6,500 名の専門家の中から派遣）。(3)は無料（熊本地震からの復興のために登録されている約 150 名の専門家の中から派遣）。

- (1) 商工会、商工会議所、県商工会連合会、県中小企業団体中央会
- (2) 熊本県よろず支援拠点（公益財団法人くまもと産業支援財団内）
- (3) 中小企業復興支援センター熊本（独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）熊本大学連携インキュベーター内）

連絡先一覧

URL : <https://www.mirasapo.jp/kumamoto/management.html>

(独) 中小企業基盤整備機構 中小企業復興支援センター熊本

URL : <http://www.smrj.go.jp/kikou/news/saigai/098384.html>

【専門家による経営支援の概要】

収益性の改善が図れず、売上げ回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、多種多様な経営課題に対応します。

(主な想定事例)

- ・運転資金確保が困難となった企業に対し、資金繰り計画と需要見通しの整理や事業計画の策定を支援
- ・顧客離れで経営が困難となった企業に対し、新規顧客獲得等に向けた取組を支援

専門家派遣制度（(1)、(2)）

URL : <https://www.mirasapo.jp/specialist>

(4) 商店街への専門家等の派遣

- ① (株) 全国商店街支援センターは、専門家（数百名規模の商店街相談アドバイザー等）のうち、九州に拠点を置いている 20 名程度派遣し、被災された商店街及び周辺商店街に対するよろず相談への対応を行います。
- ② (株) 全国商店街支援センターは、震災により被害を受けた商店街の求めに応じ、阪神大震災、新潟中越地震、東日本大震災等の震災からの復旧・復興に携わった経験を持つ実務家等を派遣し、震災復興に係る取組事例やノウハウ等を伝えるための研修を行います。

所在地： 東京都中央区湊 1 丁目 6-11 八丁堀エスワンビル 4 階

電話番号： 03-6228-3061

メールアドレス： yousei-s@shoutengai-shien.com

(5) 産業復旧アドバイザー事業【新設】

【制度の概要】

熊本県の誘致企業・中堅企業等のニーズにきめ細かく対応するため、専門家による相談窓口の設置や事業再開等に関するアドバイスを行います。

【対象者】

熊本県に立地している誘致企業・中堅企業等

【募集期間】

6 月中に委託事業者を公募予定

7 月中に相談窓口の設置、アドバイス支援開始

【お問い合わせ先】

(委託事業者決定前)

経済産業省地域経済産業グループ 産業施設課 (電話) 03-3501-1766

【よくあるご質問】

Q 1 : 専門家はこういった相談に対応していただけるのですか。

A 1 : 熊本県の誘致企業や中堅企業等の事業再開等に関する相談を主に行っております。

Q 2 : 専門家を呼ぶ場合の費用はかかりますか。

A 2 : 無料です。

(6) BCP (事業継続計画) 策定支援

熊本県、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、東京海上日動火災(株)において、「事業継続計画 (BCP) の策定支援に関する協定」を締結し、事業継続計画 (BCP) の策定支援を行います。

- ・事業者への普及啓発
- ・計画策定への技術的助言
- ・BCP に関するセミナーの開催 等

支援対象者：県内事業者

支援対象経費等：無料

募集時期：随時募集

事業主体/お問い合わせ先

熊本県商工観光労働部商工政策課 (電話) 096-333-2312

2 金融機関等からの借入れや返済について

借入金の返済猶予などの条件変更ができます。

事業再開に必要な資金を低利で借入れできます。

融資への信用保証が拡充されます。

小規模企業共済に加入されている方の無利子貸付けがあります。

(1) 被災中小企業者の既往債務の負担軽減等

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予などの既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被災を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

【日本政策金融公庫、商工組合中央金庫での対応】

返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予に対応します。また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業者の負担軽減を行います。

【信用保証協会での対応】

返済期日経過後の期日延長や返済方法、既往の保証付融資の借換等に柔軟に対応します。また、審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化を行うことで、被災した中小企業者の負担軽減を行います。

【お申し込み先】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会にお申し込みください。

日本政策金融公庫

平日：9:00～17:00

熊本支店 中小企業事業 (電話) 096-352-9155

熊本支店 国民生活事業 (電話) 096-353-6121

八代支店 国民生活事業 (電話) 096-532-5195

大分支店 中小企業事業 (電話) 097-532-4106
大分支店 国民生活事業 (電話) 097-535-0331
別府支店 国民生活事業 (電話) 0977-25-1151

土日祝日：9:00～17:00

熊本支店 中小企業事業 (電話) 096-352-9155
熊本支店 国民生活事業 (電話) 096-353-6121

商工組合中央金庫

平日：9:00～19:00

熊本支店 (電話) 096-352-6184
大分支店 (電話) 097-534-4157

土日祝日：9:00～17:00

本部 (電話) 0120-542-711

熊本県信用保証協会

平日：9:00～17:15 (電話) 096-375-2000

土日祝日：9:00～17:00 (電話) 096-375-2000

大分県信用保証協会

平日：9:00～17:15

保証一課 (電話) 097-532-8246
保証二課 (電話) 097-532-8247

土日祝日：9:00～17:00

保証一課 (電話) 097-532-8246
保証二課 (電話) 097-532-8247

【九州財務局・日本銀行熊本支店】

災害の状況、応急資金の需要等を踏まえて、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更など、災害の影響を受けている中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう九州財務局・日本銀行熊本支店から各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）へ要請しております。

【（独）中小企業基盤整備機構】

（独）中小企業基盤整備機構では、今般の災害により被災を受けた高度化貸付けを利用し償還中の企業の方に対し、その負担を軽減するため都道府県からの申請により、償還猶予又は最終償還期限の延長（各3年以内）を図ることとしています。

お問い合わせ先

熊本県 商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課 : 096-333-2326

大分県 商工労働部 経営創造・金融課 : 097-506-3226

（独）中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課 : 03-5470-1528

【リース事業協会・日本自動車リース協会連合会】

リース事業協会及び日本自動車リース協会連合会においては、被災された地元中小企業等から支払猶予や契約期間延長のお申し込みがあった場合には、支払条件の変更等について、柔軟かつ適切な対応を講じることとしています。

また、リース相談窓口等を設置し、被災された事業者の方々からのお問い合わせを受けています。

お問い合わせ先

公益社団法人 リース事業協会 「リース相談窓口」

（電話）03-3595-2801

一般社団法人 日本自動車リース協会連合会 事務局

（電話）03-5484-7037

(2) 平成 28 年熊本地震特別貸付【拡充】

[災害復旧貸付やセーフティネット貸付を拡充したもの]

【制度の概要】

地震により直接被害・間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業・小規模事業者（以下、中小企業）に対して、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫が事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を長期・低利で融資するなど融資制度の拡充を行います。

【対象者】

- ①直接被害を受けた熊本県内の中小企業
- ②直接被害を受けた熊本県内の企業(大企業を含む)と一定の直接取引があり、業況が悪化している中小企業（全国で適用可能）
- ③上記①②以外で、今般の地震により、業況が悪化している中小企業（風評被害による影響を受けた九州区域内の中小企業を含む）

【金利】

- ①当初 3 年間：基準利率（災害）－ 0. 9 %
（－ 0. 9 %の限度額：日本公庫中小、商工中金 1 億円 日本公庫国民 3 千万円）
※罹災証明書が必要。提出いただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談下さい。
※ 4 年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率(災害)－ 0. 5 %
- ②当初 3 年間：基準利率（災害）－ 0. 5 %
（－ 0. 5 %の限度額：日本公庫中小・国民、商工中金 3 千万円）
※地方経済産業局が発行する被害証明書が必要。提出いただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談下さい。
※ 4 年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率(災害)－ 0. 3 %
- ③基準利率－ 0. 3 %

※日本政策金融公庫：

基準利率(災害):中小事業 1.30%、国民事業 1.40%

(いずれも平成 28 年 5 月 18 日現在、貸付期間 5 年の場合の基準利率です。担保の有無等に関わらず利率は一律になります。)

基準利率:中小事業 1.30%

国民事業 1.85%

(平成 28 年 5 月 18 日現在、貸付期間 5 年の場合の基準利率です。担保の有無等によって利率は変わります。)

※商工組合中央金庫：所定の利率（相談のうえ）

【貸付期間】

- ①最大 20 年（設備）、最大 15 年（運転）（据置期間：最大 5 年）
- ②最大 20 年（設備）、最大 15 年（運転）（据置期間：最大 3 年）
- ③最大 15 年（設備）、最大 8 年（運転）（据置期間：最大 3 年）

【限度額】

- ①日本公庫中小、商工中金 3 億円（別枠）日本公庫国民 6 千万円(上乘せ)
- ②日本公庫中小、商工中金 3 億円（別枠）日本公庫国民 6 千万円(上乘せ)
- ③日本公庫中小、商工中金 7. 2 億円（別枠）日本公庫国民 4. 8 千万円（別枠）

【担保・保証人】

担保・保証人については、弾力的に取り扱います。

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫にお申し込みください。

日本政策金融公庫

平日：9：00～17：00

熊本支店 中小企業事業	(電話) 096-352-9155
熊本支店 国民生活事業	(電話) 096-353-6121
八代支店 国民生活事業	(電話) 0965-32-5195
大分支店 中小企業事業	(電話) 097-532-4106
大分支店 国民生活事業	(電話) 097-535-0331

別府支店 国民生活事業 (電話) 0977-25-1151

土日祝日 : 9 : 00 ~ 17 : 00

熊本支店 中小企業事業 (電話) 096-352-9155

熊本支店 国民生活事業 (電話) 096-353-6121

商工組合中央金庫

平日 : 9 : 00 ~ 19 : 00

熊本支店 (電話) 096-352-6184

大分支店 (電話) 097-534-4157

土日祝日 : 9:00~17:00

本部 (電話) 0120-542-711

熊本県と大分県以外については、最寄りの日本政策金融公庫、商工組合中央金庫にお問い合わせください。

(3) 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)【拡充】

【制度の概要】

商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。

平成 28 年熊本地震により、被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害対応特枠として、以下の措置を実施します。

- ①貸付限度額について、別枠として 1,000 万円を上乗せ
- ②貸付金利について、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の金利から直接被害 - 0.9%、間接被害 - 0.5%引下げ

【対象者】

- ①直接被害を受けた熊本県内の小規模事業者
- ②直接被害を受けた熊本県内の企業（大企業を含む）と一定の直接取引があり、業況が悪化している小規模事業者

※①は、罹災証明書が必要。提出いただく時期については柔軟に対応いたしますので、ご相談下さい。

※②は、商工会・商工会議所等が発行する被害証明書が必要。

【貸付条件】

<震災対応特枠>

貸付限度額：別枠 1,000 万円

貸付金利：当初 3 年間

①通常の利率 - 0.9% ②通常の利率 - 0.5%

※通常の利率：1.30%（平成 28 年 5 月 18 日現在）

貸付期間：設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

据置期間：設備資金 2 年以内、運転資金 1 年以内

担保等：担保・保証人は不要

経営指導：原則 6 か月以上、商工会等の経営指導を受けること

※経営指導員による濃密な指導を受けること等により、指導期間にかかわらず融資の推薦を受けることができます（P.40 参照）。

<本体枠>

貸付限度額：2,000 万円

貸付金利：1.30%（平成 28 年 5 月 18 日現在）

（貸付期間、据置期間、担保等は震災対応特枠と同じ）

【募集期間】

6 月 1 日から実施

【お問い合わせ先】

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所にお問い合わせください。

【よくあるご質問】

Q 1：いわゆる風評被害については、間接被害の対象に含まれるのでしょうか。

A 1：間接被害については、直接被害を受けた事業者と一定の取引がある者が対象となるため、いわゆる風評被害については該当しません。マル経では本体枠部分（金利の低減なし＝現行 1.30%）の取扱いになります。

なお、別途措置される平成 28 年熊本地震特別貸付（P.25 参照）については、風評被害等により業況が悪化している中小企業者も対象となります。（基準利率－0.3%）

Q 2：市町村の事務が停滞しており、罹災証明書の入手ができていませんが、貸付の相談を受けられますか。

A 2：未入手の場合であっても、本件の相談・申請窓口である地域を管轄する商工会・商工会議所にご相談ください。

※市町村の事務の遅れにより罹災証明書の入手ができていない場合でも、被害状況を確認の上、罹災証明書の発行対象であると見込まれる場合には、事後提出を認める運用を行います。

(4) 高度化事業による貸付（災害復旧向け）

(独) 中小企業基盤整備機構

【対象者】

過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業の貸付対象事業（共同施設事業等）を行う者

【貸付対象施設】

災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるもの

【貸付条件】

貸付割合：貸付対象施設の整備資金の90%以内

償還期限：据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期間

据置期間：3年以内であって、都道府県が適当と認める期間

金 利：無利子

【お問い合わせ先】

熊本県商工観光労働部 商工労働課 商工振興金融課

電話 096-333-2326

大分県商工労働部 経営創造・金融課

電話 097-506-3226

(独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課

電話 03-5470-1528

(5) 信用保証協会制度（熊本県）

【セーフティネット保証 4 号、災害関係保証等】

熊本県信用保証協会では、平成 28 年熊本地震により事業に影響が生じている方向けに以下の制度を実施しております。

【売上の減少等一定の影響を受けた方（セーフティネット保証 4 号）】

本制度の対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（直接的な被害を受けた方に限りません）

(イ) 熊本県内において 1 年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

※当該災害の影響を受けた後、最近 1 か月の売上高等の把握については、中小企業者等の状況に応じて柔軟な対応とさせていただきますので、市町村窓口へご相談下さい。

※お申し込みの際には市町村等が発行する認定書が必要となります。

対象となる資金の用途

経営の安定に必要な資金

【事業用資産に倒壊・火災等直接的な被害を受けた方（災害関係保証）】

本制度の対象者

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方

※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出いただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談下さい。

対象となる資金の用途

事業の再建に必要な資金

【両制度共通の制度内容】

① 保証限度額

無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円

※一般保証と別枠、融資額の全額を保証

② 保証料率

信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください

③ 保証期間

個別に信用保証協会とご相談ください

④ 保証人

原則第三者保証人は不要

また、当面の資金繰りを短期資金にてスピーディに支援するための制度として、熊本県信用保証協会において震災支援短期資金を実施しております。同制度の期間内に、再建に向けた事業展開をご検討いただき、長期的な支援につなげることが出来ます。

【お申し込み先】

信用保証協会窓口にご連絡いただければ、皆様の状況に適した制度、ご支援のご紹介をいたしますので、お問い合わせ下さい（県融資制度等については P.44～P.49 参照）。

熊本県信用保証協会

平日：9：00～17：15 （電話）096-375-2000

土日祝日：9：00～17：00 （電話）096-375-2000

【よくあるご質問】

Q1：信用保証協会が実施する売上の減少等一定の影響を受けた事業者向けの保証（セーフティネット保証 4 号）は、地震により直接被害を受けた場合でなくても利用できますか？

A1：今回の地震の影響により一定の売上高の減少が認められる場合は、直接的な被害を受けていなくても利用できます。

詳しくは最寄りの信用保証協会までお問合せください。

(6) 信用保証協会制度（大分県、鹿児島県、長崎県、宮崎県、佐賀県）【セーフティネット保証 4 号】

信用保証協会では、平成 28 年熊本地震により事業に影響が生じている方向けに以下の制度を実施しております。

【売上の減少等一定の影響を受けた方（セーフティネット保証 4 号）】

セーフティネット保証 4 号の指定地域に大分県全域、鹿児島県全域、長崎県全域、宮崎県全域、佐賀県全域を追加し、大分県、鹿児島県、長崎県、宮崎県においては取扱、佐賀県においては事前相談を開始しています。

本制度の対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（直接的な被害を受けた方に限りません）

(イ) 指定地域内において 1 年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

※当該災害の影響を受けた後、最近 1 か月の売上高等の把握については、中小企業者等の状況に応じて柔軟な対応とさせていただきますので、市町村窓口へご相談下さい。

※お申し込みの際には市町村等が発行する認定書が必要となります。

対象となる資金の用途

経営の安定に必要な資金

【制度内容】

①保証限度額

無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円

※一般保証と別枠、融資額の全額を保証

②保証料率

信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください

③保証期間

個別に信用保証協会とご相談ください

④保証人

原則第三者保証人は不要

【ご相談窓口】

大分県信用保証協会

平日：9:00～17:15

保証一課 (電話) 097-532-8246

保証二課 (電話) 097-532-8247

土日祝日：9:00～17:00

保証一課 (電話) 097-532-8246

保証二課 (電話) 097-532-8247

鹿児島県信用保証協会

平日のみ：9:00～17:15

保証部 (電話) 099-223-0271

経営支援部 (電話) 099-223-0274

長崎県信用保証協会

平日のみ：9:00～17:00

本所(本所事業部) (電話) 095-822-9171

佐世保支所 (電話) 0956-23-3295

宮崎県信用保証協会

平日のみ：9:00～17:20

本所(業務部) (電話) 0985-24-8253

佐賀県信用保証協会

平日のみ：9:00～17:00

本所(業務部) (電話) 0952-24-4342

信用保証協会窓口にご連絡いただければ、皆様の状況に適した制度、ご支援のご紹介をいたしますので、お問い合わせ下さい。

【よくあるご質問】

Q 1 : 信用保証協会が実施する売上の減少等一定の影響を受けた事業者向けの保証（セーフティネット保証 4 号）は、地震により直接被害を受けた場合でなくても利用できますか？

A 1 : 今回の地震の影響により一定の売上高の減少が認められる場合は、直接的な被害を受けていなくても利用できます。詳しくは最寄りの信用保証協会までお問合せください。

(7) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

【特例災害時貸付の創設（災害救助法適用地域の共済契約者）】

今般の地震により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、（独）中小企業基盤整備機構において次のとおり、災害時貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定や償還期間の延長など貸付条件の緩和を実施します（4月14日以降に一般貸付等を受けられた共済契約者については遡って当該措置を適用します）。なお、災害救助法適用地域にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊、流失、半壊、その他これらに準じる損害を受けていることの証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から受けていることが必要となります。

- (1) 貸付利率 : 無利子
- (2) 貸付限度額 : 2,000 万円（ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内（50万円以上で5万円の倍数となる額）です。なお、一般貸付等と併せてご利用される場合の貸付限度額は、3,000万円までです。）
- (3) 償還期間 : ①貸付金額が500万円以下の場合は4年、②貸付金額が505万円以上の場合は6年
- (4) 据置期間の設定 : 据置期間1年
- (5) 償還方法 : 6か月ごとの元金均等割賦償還
- (6) 担保、保証人 : 不要

【「災害時貸付」及び「緊急経営安定貸付」の適用要件の緩和】

「災害時貸付」

災害により被害を受けたため経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を貸付ける制度です。災害の影響により、次のいずれかの要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から受けていることが必要となります。

- ① 災害救助法適用地域にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊、流失、半壊、その他これらに準じる損害を受けていること。
- ② 当該災害の影響を受けた後、又は、取引先が被災したことの影響を受けた後、原則として1か月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

「緊急経営安定貸付」

災害の影響による一時的な売上の減少により、資金繰りに著しい支障をきたしている共済契約者に経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度です。

災害の影響により、1 か月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会から受けていることが必要となります。

上記の貸付要件は次のとおりです。

- (1) 貸付限度額 : 1,000 万円 (ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内 (50 万円以上で 5 万円の倍数となる額) です。なお、特例災害時貸付以外の一般貸付等と併せてご利用される場合の貸付限度額は、2,000 万円までです。)
- (2) 貸付利率 : 年 0.9% (平成 28 年 5 月 19 日現在)
- (3) 貸付期間 : ①貸付金額が 500 万円以下の場合は 3 年、②貸付金額が 505 万円以上の場合は 5 年
- (4) 償還方法 : 6 か月ごとの元金均等割賦償還
- (5) 担保、保証人 : 不要

【掛金の納付期限の延長等 (災害救助法適用地域の共済契約者)】

災害救助法適用地域の共済契約者は、ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金の掛止め、③掛金月額減額のいずれかをお選びいただけます。

- ① 掛金の納付期限の延長 : 掛金の納付期限を最大 6 か月延長し、この期間の掛金の納付 (掛金請求) を停止します。
- ② 掛金の掛止め : 掛金の納付を一定期間 (6 か月または 12 か月) 停止します。
- ③ 掛金月額の減額 : 掛金月額は、1,000 円から 70,000 円までの範囲内 (500 円単位) で自由に選択できます。

【共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除（災害救助法適用地域の共済契約者）】

平成 28 年 4 月 14 日時点で契約者貸付を受けている方は、原則として延滞利子を約定償還期日から 1 年間免除いたします。

なお、償還期日後 1 年以内に返済または借換えの手続きをしていただくことになります。

【共済金等の請求書類関係の簡略化（災害救助法適用地域の共済契約者）】

印鑑登録証明書の提出または実印の押印ができない場合や、廃止に関する官公署等の証明の写しを提出できない場合の共済金等の請求に必要な書類等については、柔軟に対応します。

お問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～19：00 （電話）050-5541-7171

土曜日：10：00～15：00 （電話）050-5541-7171

日曜日・祝日：10：00～15：00 （電話）03-5470-1559

(8) 金融機関等における特例措置

【銀行・信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社等に対する要請】

災害の状況を踏まえ、九州財務局・日本銀行熊本支店は、銀行・信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社等に対して、また中小企業庁は、共済事業を実施する組合等に対して、各種手続きに必要な提出資料の簡便化や、払戻しや支払時等に迅速・柔軟な対応等を行うよう要請しています。

【主な要請内容】

銀行・信用金庫・信用組合等

- ・ 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- ・ 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- ・ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
- ・ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。

証券会社等

- ・ 届出の印鑑を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに応ずること。
- ・ 有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- ・ 災害被災者から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに応ずること。等

生命保険会社・損害保険会社・共済事業を実施する組合等

- ・ 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。
- ・ 生命保険金、損害保険金又は共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- ・ 生命保険料、損害保険料又は共済掛金の払込については、契約者の被災の状況に応じて

猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。等

お問い合わせ先

お取引のある金融機関等にお問い合わせください。

【全国商工会連合会、日本商工会議所に対する要請】

被害を受けた小規模事業者の事業再建、復興に向けた取組を迅速化する観点から、小規模事業者経営改善資金(マル経)融資について、推薦手続の迅速な対応を行うことなどを実施団体(全国商工会連合会、日本商工会議所)に対し要請しています。

【主な要請内容】

全国商工会連合会、日本商工会議所

- ・ 小規模事業者経営改善資金(マル経)融資について
- (1) 申込みにあたり「商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受けていること」が要件となっていますが、経営指導員が濃密な指導を行うこと等により、経営指導期間にかかわらず融資の推薦を行うこと。
- (2) 震災のため事業所が損壊する等により営業確認書類や決算書等を亡失した場合であっても柔軟な対応を行うこと。

お問い合わせ先

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所にお問い合わせください。

(9) 金融庁相談ダイヤル（金融機関とのトラブル相談）

金融サービス利用者相談室においては、平成 28 年熊本地震発生に際し、被災者等からの各種金融機関の窓口のお問合せや金融機関等とのお取引に関するご相談等への対応のため、「平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤル」を下記のとおり、開設しました。

【平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤル】

受付時間

平日 10 : 00～17 : 00（電話での受付） ※ファックス、メールは 24 時間受付

電話での受付

0120-156-811（フリーダイヤル） ※IP 電話からは 03-5251-6813 におかけください。

ファックスでの受付

03-3506-6699

メールでの受付

28kumamoto@fsa.go.jp

文書での受付

〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
金融庁 金融サービス利用者相談室

（注）ファックス、メール、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日 10 : 00～17 : 00 の間に、お電話をお返し致します。

【受付内容】

平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤルでは、当該地震等に関連する金融機関等とのお取引に関してのお問合せ、ご相談を電話や FAX 等により受け付けます。

なお、フリーダイヤルは通話料金無料です。

（注）一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」は、0570-016811（IP 電話からは 03-5251-6811）におかけください。

(10) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

(ローン減額等)

【制度概要】

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、事業性ローン、リース、住宅ローンなどの免除・減額を金融機関等へ申し出ることができます。

【対象者】

自然災害（※）の影響によって、住宅ローンや事業性ローン、リース等の既往債務を弁済することができないまたは近い将来弁済できないことが確実と見込まれるなどの一定の要件を満たした個人の債務者

※平成 27 年 9 月 2 日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害

【特徴】

破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されません。また、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。

【手続の流れ】

- ① 最も多額のローンを借りている金融機関等へガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます。このとき、金融機関等から借入の状況などをお聞きします。
- ② 「①」の金融機関等からガイドラインの手続着手について同意が得られたら、地元弁護士会などを通じて全国銀行協会に対し「登録支援専門家（※）」による手続支援を依頼します。
※「登録支援専門家」とは、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士の資格を有し、中立公正な立場からガイドラインの手続支援を行う専門家で、その費用は無料となっています。
- ③ 金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します。
- ④ 「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（調停条項案）を作成し、「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へ「調停条項案」を提出します。

- ⑤ 全ての金融機関等から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます（申立費用は債務者のご負担となります）。
- ⑥ 特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

【お問い合わせ先】

ローンの借入先にお問い合わせください。

（借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室 0570-017109 又は 03-5252-3772
へお問い合わせいただくことも可能です。）

(1 1) 金融円滑化特別資金 (熊本県)

「セーフティネット保証 4 号」及び「災害関係保証」(P.31、32 参照) に対応する県融資制度

【制度概要】

売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度

【支援対象者】

(1) 平成 28 年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で市町村長の発行する罹災証明書を有している者

又は

(2) 下記、(イ)、(ロ) の両方に該当する中小企業者 (直接的な被害を受けた方に限りません) で市町村長の発行する認定書を有している者

(イ) 熊本県内において 1 年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

【支援要件】

融資利率

(期間) 1 年以上 3 年以内

(利率) 固定 年 1.50%以内

(期間) 3 年超 5 年以内

(利率) 固定 年 1.65%以内

(期間) 5 年超 7 年以内

(利率) 固定 年 1.80%以内

(期間) 7 年超

(利率) 固定 年 2.00%以内

【支援対象経費等】

設備資金又は運転資金

【補助率】

全額保証料補助

【限度額等】

1 企業 5,000 万円 ただし、(1) は 8,000 万円

1 組合 1 億円

【募集時期】

随時募集

【事業主体/お問い合わせ先】

熊本県商工振興金融課 総務・金融班 (電話) 096-333-2314

(12) 小規模事業者おうえん資金 (熊本県)

【制度概要】

小規模事業者で資金が必要な県内の中小企業者の方を対象にした融資制度

【支援対象者】

既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が1,250万円以下となる小規模事業者

※小規模事業者《従業員20人〈商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業を除く）〉以下の事業者》

【支援要件】

融資利率 (期間) 1年以上3年以内 (利率) 固定年1.30%以内

(期間) 3年超5年以内 (利率) 固定年1.45%以内

(期間) 5年超7年以内 (利率) 固定年1.60%以内

【支援対象経費等】

設備資金又は運転資金

【補助率】

信用保証料補助率：0.2%～0.85% 補助後保証料率：0.50%～1.35%

ただし、熊本地震被災事業者は、全額保証料補助

【限度額等】

1,250万円

【募集時期】

随時募集

【事業主体/お問い合わせ先】

熊本県商工振興金融課 総務・金融班 (電話) 096-333-2314

(13) チャレンジサポート資金（熊本県）

【制度概要】

国の全国統一制度により、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る。

（経営力強化保証制度）

【支援対象者】

金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う者

【支援要件】

融資利率

責任共有対象

（期間）なし

（利率）固定 年 1.80%以内

責任共有対象外

（期間）5年以内

（利率）固定 年 1.50%以内

（期間）7年以内

（利率）固定 年 1.70%以内

（期間）7年超

（利率）固定 年 1.80%以内

【支援対象経費等】

設備又は運転資金

【補助率】

信用保証料補助率：0.1%～0.6%

補助後保証料率：0.45%～1.40%

【限度額等】

8,000万円

【募集時期】

随時募集

【事業主体/お問い合わせ先】

熊本県商工振興金融課 総務・金融班 (電話) 096-333-2314

(14) 平成 28 年熊本地震特別融資 (熊本市)

【制度概要】

平成 28 年熊本地震により被害を受けた熊本市内中小企業者の事業回復を支援するため、特別融資を実施する。

【支援対象者】

熊本市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 6 か月以上経営している中小企業者

【支援要件】

融資利率

(期間) 7 年以内 (据置期間 1 年以内を含む) (利率) 固定 年 2.00%以内

※利子補給利率：2.00%以内 (貸出金利を限度)

期間：3 年間

【支援対象経費等】

設備資金・運転資金

【補助率】

保証料率：年 0.25%～1.70%

【限度額等】

1,500 万円以内

【募集時期】

平成 28 年 4 月 22 日～平成 28 年 7 月 31 日

【事業主体/お問い合わせ先】

熊本市 商業金融課 (電話) 096-328-2424

(15) 中小企業倒産防止共済制度

【共済金の貸付（災害による不渡り）】

今般の平成 28 年熊本地震を原因として、不渡りとなった手形・小切手については、「災害による不渡り」として取り扱われ、不渡り処分（不渡り報告への掲載・取引停止処分）が猶予される措置が実施されています。中小企業倒産防止共済制度に加入の契約者で「災害による不渡り」となった手形・小切手等を所持する場合、共済金の貸付を受ける事ができます。

※回収が困難となった売掛金債権等の額と、積み立てた掛金総額の 10 倍に相当する額とのいずれか少ない額を限度として、無担保・無保証人で貸付。

【掛金、共済貸付金、一時貸付金等に係る特例措置（災害救助法適用地域の契約者）】

① 掛金の納付期限の延長

掛金の納付期限を最大 6 か月延長し、掛金の納付を停止することができます。

② 共済金の償還期日の繰下げ

償還期日を 6 か月間繰下げることができます。

③ 一時貸付金の返済の猶予

償還期日から 6 か月間、返済を猶予します。

④ その他

一時貸付金貸付及び解約手当金の請求について、印鑑登録証明書等の提出ができない場合は、運転免許証、健康保険証等で本人確認を行います。

【お問い合わせ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～19：00 （電話）050-5541-7171

土曜日：10：00～15：00 （電話）050-5541-7171

日曜日・祝日：10：00～15：00 （電話）03-5470-1559

(1 6) 中小企業退職金共済制度

【掛金の納付期限延長の手続】

申出により、一般の中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限を最長1年間延長することができます。延長できるのは平成28年5月分から平成29年4月分です。

- 郵送、F A Xによる掛金の納付期限延長の申請ができます。
- 関係機関の証明書は不要とします。

【後納による割増金の免除】

上記の申出により納付延長した月分の掛金は平成29年5月から平成30年4月までの期間に納付すれば後納割増金は免除します。

【共済手帳の再発行の手続】

退職金共済手帳の焼失・紛失等の場合は再発行できます。これについては、郵送、F A Xによる申出ができます。

【特定業種退職金共済制度（建設業（建退共）、清酒製造業（清退共）、林業（林退共））について】

共済手帳を紛失・損傷した場合や、共済証紙を滅失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

(独)勤労者退職金共済機構

○中小企業退職金共済制度

平日 : 9:00~17:15 (電話) 03-6907-1234

○特定業種退職金共済制度

・建設業退職金共済事業本部（建退共）

平日 : 9:00~17:15 (電話) 03-6731-2831

・清酒製造退職金共済事業本部（清退共）

平日 : 9:00~17:15 (電話) 03-6731-2887

・林業退職金共済事業本部（林退共）

平日 : 9:00~17:15 (電話) 03-6731-2887

3 施設の復旧などについて

被災した中小企業や商店街の施設の復旧費用を補助します。
チラシやホームページ作成などの販路開拓に取り組む費用を補助します。

(1) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）【新設】

【制度の概要】

熊本地震で被災した中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の 1/2 または 3/4（うち国が 1/3 または 1/2、県が 1/6 または 1/4）を補助します。

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（「新商品製造ラインの転換」、「生産効率向上」、「従業員確保のため宿舍整備」等）の実施も支援します（新分野事業）。

補助金の交付に当たっては、まず、中小企業等が以下の①～④の要件を満たすグループを形成して、復興事業計画を作成し、県の認定を受けます。その後、認定されたグループの構成員が自らの施設・設備の復旧等に要する費用（資材・工事費等）を算定し、県に申請します。

① サプライチェーン型

（当該グループの復旧・復興がサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしている）

② 経済・雇用効果大型

（事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高い）

③ 基幹産業型

（地域の経済・社会的に基幹となる産業群を担う集団で、地域の復興・雇用維持に不可欠）

④ 商店街型

（地域住民の交流促進に寄与し、地域における中心的な商業機能を果たす可能性が高い）

【対象者】

中小企業等グループに参加する構成員（中堅企業等を含む）

※中堅企業：資本金 10 億円未満の企業

【対象経費】

当該中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内の施設・設備の復旧等に要する費用。

※施設・設備の復旧等に要する経費には、資材・工事費・設備の調達・移転設置費・取り壊し・撤去費・整地・排土費を含む。

【補助率】

中小企業者等（中小企業支援法第 2 条第 1 項に規定する者）：補助対象経費の
3 / 4 以内

上記以外：補助対象経費の 1 / 2 以内

【募集期間】

未定（決まり次第中小企業庁 HP 等でお知らせします）

【お問い合わせ先】

中小企業庁経営支援部経営支援課 03-3501-1763

【よくあるご質問】

Q 1：交付決定を受ける前に開始した施設復旧にも適用されますか。

A 1：交付決定前に開始された施設復旧についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助対象となります。

Q 2：グループを構成するためには、何者以上が参加しないといけないのでしょうか。

A 2：グループ内に中小企業者が 1 者以上含まれ、かつグループの構成員が 2 者以上である必要があります。

(2) 中小企業組合共同施設等復旧事業【新設】

【制度の概要】

被災地（熊本県）の中小企業組合等が行う共同施設等の災害復旧事業に要する費用を補助します。

【対象者】

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商工会、商工会議所 等

【対象経費】

施設費、設備費 等

【補助率】

中小企業組合等が行う共同施設の災害復旧事業に要する費用の3/4（国が1/2、県が1/4）

【募集期間】

未定（決まり次第中小企業庁 HP 等でお知らせします）

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

【よくあるご質問】

Q 1：交付決定を受ける前に復旧工事を開始しても良いでしょうか。

A 1：交付決定前に開始された復旧工事についても、被害写真等により状況を確認して復旧工事として妥当なものと判断されれば対象になります。

Q 2：組合の資産であれば対象となりますか。

A 2：組合の施設であって、かつ組合員が共同で使用している倉庫、生産・加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場等が対象となります。なお、交付決定にあたっては、施設の被災状況等について事前に調査が行われます。

(3) 商店街震災復旧等事業【新設】

【制度の概要】

平成 28 年熊本地震により被災した地域（熊本県）の商店街について、被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等に要する費用の 3/4（国が 1/2、県が 1/4）を補助します。また、商店街によるにぎわい創出事業について定額（上限 100 万円）を補助します。

【対象者】

商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

【対象経費】

- ①被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等にかかる費用
- ②商店街のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用

【補助率】

- ①3/4（国 1/2、県 1/4）
- ②定額（上限 100 万円）

【募集期間】

6 月上旬から順次公募開始（決まり次第中小企業庁 HP 等でお知らせします）

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援部 商業課 03-3501-1929

【よくあるご質問】

Q 1：交付決定前に実施した施設復旧は補助対象として認められますか。

A 1：交付決定前に実施した施設復旧であっても、遡及適用が認められる場合があります。

Q 2：商店街内の個店の施設は補助対象として認められますか。

A 2：補助対象となるのは、あくまで、商店街等を構成する団体等が保有する施設であり、個店の施設は対象としておりません。

(4) 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）

【新設】

【制度の概要】

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援します。

【対象者】

九州地方に所在する、平成 28 年熊本地震の影響を受けた小規模事業者

【対象経費】

商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用

【補助率】

2 / 3

【補助上限額】

200 万円（熊本県・大分県に所在する事業者）

100 万円（福岡県・佐賀県・長崎県・宮崎県・鹿児島県に所在する事業者）

【募集期間】

受付開始：平成 28 年 5 月 31 日（火）

第 1 次受付締切：平成 28 年 6 月 24 日（金）〔締切日当日消印有効〕

第 2 次受付締切：平成 28 年 7 月 29 日（金）〔締切日当日消印有効〕

* 第 1 次受付締切日の翌日以降の消印の申請書類は、第 2 次受付分として受けます。

【お問い合わせ先】

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所にお問い合わせください。

【よくあるご質問】

Q 1 : どの程度、地震の影響を受けていれば補助対象者になりますか。

A 1 : 建物の損壊など直接的な被害はもとより、取引の被災による発注の減少や、旅行キャンセルによる観光客の減少などによって売上が減少している場合も対象になります。

直接被害の場合、罹災証明・被災証明の写しや、被害状況が分かる写真を添付していただきます。間接被害の場合は経営計画書中の所定欄に状況を記載していただきます。

Q 2 : すでに実施してしまった事業についても、対象になりますか。

A 2 : 対象になりません。ただし、1次メ切で採択された案件に限り、交付決定日に関わらず、公募開始日（5月31日）以降に発生した費用が補助対象となります。この場合も、補助金を受けるには、支出実績が確認できる書類を保管しておく必要がありますのでご注意ください。

Q 3 : すでに平成 27 年度補正予算事業に申請していますが、本事業への申請は可能ですか。

A 3 : 申請は可能です。その場合、平成 27 年度補正予算事業は取下げ扱いになり採択されません。

Q 4 : 店舗の設備や備品が壊れたのですが、これらを新たに買い揃えるための費用は対象になりますか。

A 4 : 単なる復旧・買換えに対する費用は対象になりません。新たな販路開拓のための工夫があれば対象となります。

4 下請取引のトラブルについて

中小企業の取引上の悩みについて特別相談を実施します。

(1) 下請かけこみ寺「特別相談窓口」を全国に設置

熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に伴い、親事業者の工場が操業を停止したため納品ができない、といった下請事業者の取引上の様々な影響が生じる恐れがあります。このため、中小企業庁では、全国 48 か所の「下請かけこみ寺」に「特別相談窓口」を設置しました。

【特別相談窓口の設置】

- (1) 中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けている「下請かけこみ寺」において、新たに、熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に伴う下請事業者の取引上の影響に関する相談窓口を新設しました。
- (2) 下請かけこみ寺は全都道府県に設置しており、フリーダイヤル 0120-418-618 におかけいただければ、お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。
- (3) ただし、熊本県の下請かけこみ寺では当分の間対応が困難なことも想定されます。こうした場合には、(公財)全国中小企業取引振興協会「下請かけこみ寺本部」03-5541-6655 において対応をいたします。

【相談内容】

- (1) 親事業者の操業停止や震災の影響に伴って一方的に負担を押しつけられたなどの取引上の問題について、広くご相談を受け付けます。
- (2) なお、地震発生に伴う下請取引等への影響に関しては、東日本大震災の際に、公正取引委員会が Q&A を作成しておりますのでご参照ください。

東日本大震災に関連する Q&A

<http://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html>

(2) 下請事業者との取引について、親事業者へ次のとおり

要請しています

熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に伴い、九州地域において工場の操業停止や交通インフラの損害が確認される等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、下請事業者に一方的に負担を押しつけることのないよう、また、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が今後事業活動を再開させる場合等にできる限り従来の取引関係を継続するなどについて、関係団体を通じ親事業者に要請しています。

(1) 経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者（864 団体）に、不当な取引条件の押しつけがないよう、親事業者の必要な配慮等について要請しています。

(要請事項)

- ① 親事業者においては、今回の地震の発生を理由として、下請事業者に一方的に 負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること。
- ② 親事業者においては、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

(2) (公財)全国中小企業取引振興協会の会長及び都道府県下請企業振興協会の理事長あて、今回の地震の影響により、事業活動に支障が生じている中小企業に対し、優先的に取引あっせんを行うこと等を要請しています。

(要請事項)

- ① 下請かけこみ寺において、今回の地震に伴う中小企業からの取引上の相談に対して、きめ細かく対応すること
- ② 今回の地震の影響により、事業活動に支障が生じている中小企業に対して、優先的に取引あっせんを行うこと
- ③ 要請内容の周知に加え、被災地域の都道府県下請企業振興協会から提供される被災中小企業の操業状況等の情報の周知に御協力いただくこと

(3) 下請中小企業への情報提供について、親事業者へ次のとおり 要請しています

平成 28 年熊本地震によって影響を受けた熊本地域の中小企業・小規模事業者からは、「代替生産によって取引が減少した」「今後も受注機会が戻ってくるか分からず事業所の復旧や事業再開に当たっても不安である」といった声が寄せられています。

そこで、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者への影響を最小限に押さえるため、代替生産等によって下請取引を切り替えている親事業者に、今後の発注に関する方針等を、地震発生前の下請事業者に対して情報提供するよう、以下のとおり、関係団体を通じて要請しています。

(要請事項)

熊本地震による影響が大きいと考えられる電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業関係企業が所属する主な業界団体（60 団体）に対して、以下の 2 点を要請します。

- ① 代替生産等によって下請取引を切り替えている親事業者においては、今後の発注に関する方針や計画を、地震発生前の下請事業者に対して、説明会の実施その他適切な方法で、適時に情報提供をすること
- ② 該当する親事業者については、6 月 7 日までに、情報提供の予定又は実績について、経済産業省に対して情報提供をいただくこと

5 従業員の雇用について

地震の影響による労働者の休業や離職について、失業手当の特例や助成金があります。

(1) 雇用保険の失業給付の特例

【熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合】

休業した方や一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含まれます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- (1) 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- (2) 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに
来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)

<雇用保険失業給付の特例>

次の要件を満たす方には、雇用保険上の失業者と見なして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受けている市町村に所在する事務所に雇用される方で、事務所が災害を受け、やむを得ず休業することになった方や、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

【お問い合わせ先】

熊本労働局職業安定部 職業安定課

(所在地) 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 9 階

(電話) 096-211-1703

ハローワーク熊本

(所在地) 熊本市中央区大江 6-1-38

(電話) 096-371-8609

ハローワーク上益城 (出張所)

(所在地) 上益城郡御船町辺田見 395

(電話) 096-282-0077

ハローワーク八代

(所在地) 八代市清水町 2-67

(電話) 0965-31-8609

ハローワーク菊池

(所在地) 菊池市隈府 771-1

(電話) 0968-24-8609

ハローワーク玉名

(所在地) 玉名市中 1334-2

(電話) 0968-72-8609

ハローワーク天草

(所在地) 天草市丸尾町 16-48

(電話) 0969-22-8609

ハローワーク球磨

(所在地) 人吉市下薩摩瀬町 1602-1

(電話) 0966-24-8609

ハローワーク宇城

(所在地) 宇城市松橋町松橋 266

(電話) 0964-32-8609

ハローワーク阿蘇

(所在地) 阿蘇市一の宮町宮地 2318-3

(電話) 0967-22-8609

(2) 休業手当に対する雇用調整助成金

【地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合】

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できます（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用できます）。

1. 「経済上の理由」について

地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します。

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

2. 短時間労働者（パート、アルバイト）の取扱いについて

○短時間労働者（パート、アルバイト）についても、雇用保険に入っている方であれば、雇用調整助成金の対象となり得ます。

3. 特例措置について

上記 1 に該当する事業主の方を対象に、以下のとおり雇用調整助成金の特例を実施しています。

- 1) 生産指標の確認期間の短縮（3か月から1か月）
- 2) 休業を実施した場合の助成率の引上げ（中小企業：2/3から4/5へ、大企業：1/2から2/3へ） ※九州各県内の事業所に限る。
- 3) 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未

満の労働者も助成対象とすること

- 4) 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間が満了した日から1年を経過していなくても受給可とすること
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算すること
- 5) 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても受給可能であること
- 6) 平成28年7月20日までに初回の計画届を提出した場合、事前に計画届が提出されたものとみなし、平成28年4月14日以降に開始された休業等について遡及適用すること

【お問い合わせ先】

熊本労働局職業安定部 職業対策課分室

(所在地) 熊本市西区二本木2-7-2 ヴァルール熊本駅前2階

(電話) 096-312-0086

※熊本県以外の方は、最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。

6 税金の申告・納付について

国税や地方税の申告や納付の期限が延長されます。

所得税が減免されます。

納税の緩和等の措置が適用されます。

(1) 国税・地方税に係る申告・納付期限の延長等

【熊本県における国税に関する申告・納付等の期限の延長措置について】

(1) 熊本地震災害における地域指定による期限延長については、平成 28 年 4 月 22 日付で熊本県を指定して行われており、熊本県に納税地を有する納税者につきましては、平成 28 年熊本地震が発生した平成 28 年 4 月 14 日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されます。(手続きは不要です。)

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

(2) また、熊本県以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、災害により被害を受けた場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告・納付等の期限を延長することができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

(注) 熊本県以外の地域については、引き続き、被災の状況等を踏まえて検討してまいります。

【国税に関する申告・納付等の期限延長以外の措置について】

上記の申告・納付等の期限の延長以外にも、災害にあった場合の税制上の措置として、①納税の猶予、②相続税・贈与税の免除又は軽減、③所得税の全部又は一部の軽減などがありますので、まずは最寄りの税務署へご相談ください。

【お問い合わせ先】

熊本県における国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

参考に、熊本県と大分県の各税務署の連絡先を掲載しています。

【熊本県】

阿蘇 (所在地) 阿蘇市一の宮町宮地 1944 番地
(電話) 0967-22-0551
(管轄地域) 阿蘇市・阿蘇郡

天草 (所在地) 天草市古川町 4 番 2 号
(電話) 0969-22-2510
(管轄地域) 上天草市・天草市・天草郡

宇土 (うと) (所在地) 宇土市北段原町 15 番地 宇土合同庁舎
(電話) 0964-22-0410
(管轄地域) 宇土市・宇城市・下益城郡

菊池 (所在地) 菊池市隈府 (わいふ) 874 番地 1
(電話) 0968-25-2121
(管轄地域) 菊池市・合志市・菊池郡

熊本西 (所在地) 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟
(電話) 096-355-1181
(管轄地域) 熊本市 (中央区、西区、南区、北区)

熊本東 (所在地) 熊本市東区東町 3 丁目 2 番 53 号
(電話) 096-369-5566

(管轄地域) 熊本市 (東区) ・上益城郡

玉名 (所在地) 玉名市岩崎 273 番地 玉名合同庁舎
(電話) 0968-72-2125
(管轄地域) 荒尾市・玉名市・玉名郡

人吉 (所在地) 人吉市寺町 20 番地 1
(電話) 0966-23-2311
(管轄地域) 人吉市・球磨郡

八代 (所在地) 八代市花園町 16 番地 2
(電話) 0965-32-3141
(管轄地域) 八代市・水俣市・八代郡・葦北郡

山鹿 (やまが) (所在地) 山鹿市山鹿 970 番地 山鹿合同庁舎 1 階
(電話) 0968-44-2181
(管轄地域) 山鹿市

【大分県】

宇佐 (所在地) 宇佐市大字上田 1055 番地 1 宇佐合同庁舎
(電話) 0978-32-0360
(管轄地域) 豊後高田市・宇佐市

臼杵 (うすき) (所在地) 臼杵市大字臼杵 2 の 107 番 637
(電話) 0972-63-8522
(管轄地域) 臼杵市・津久見市

大分 (所在地) 大分市中島西 1 丁目 1 番 32 号
(電話) 097-532-4171
(管轄地域) 大分市・由布市

- 佐伯（さいき） （所在地）佐伯市蟹田（がんだ）9番5号
（電話）0972-22-0910
（管轄地域）佐伯市
- 竹田 （所在地）竹田市大字会々1650番地17
（電話）0974-63-3141
（管轄地域）竹田市
- 中津 （所在地）中津市大字中殿550番地20 中津合同庁舎
（電話）0979-22-3111
（管轄地域）中津市
- 日田（ひた） （所在地）日田市田島2丁目7番1号
（電話）0973-23-2136
（管轄地域）日田市・玖珠郡
- 別府 （所在地）別府市光町22番25号
（電話）0977-23-2111
（管轄地域）別府市・杵築（きつき）市・国東市・東国東郡・速見郡
- 三重 （所在地）豊後大野市三重町市場1225番地9 三重合同庁舎
（電話）0974-22-1015
（管轄地域）豊後大野市

【被災納税者に対する地方税の減免措置等について】

総務省から4月21日付けで各都道府県に対して以下のように通知されております。

※なお、熊本県による今般の災害に係る県税の減免等につきましては、こちらをご覧ください。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15413.html

平成28年（2016年）熊本地震による被災納税者に対する減免措置等について

このたびの平成28年（2016年）熊本地震による被災納税者に対しては、関係地方団体において、既に各般にわたる救済措置が講じられつつあると思いますが、被災した納税者に対

する地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置等について、適切に運営されるようご配慮願います。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

【県税の申告、納付等の期限の延長について（4 月 22 日時点）】

熊本県は、平成 28 年 4 月 14 日以降に到来する県税の申告、申請、請求など書類の提出が必要なもの（審査請求は除く。）の提出期限と、納付もしくは納入期限の延長を行いました。期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者や災害復旧の状況等も考慮して、後日改めて告示で定めることとしています。

【期限の延長の対象】

- ・ 県内に住所を有する方
- ・ 県内に主たる事務所、事業所等を有する方

※期限の延長を受けるための手続は不要です。

（注）以下の県税については、今回の期限の延長の対象外

- ・ 個人の県民税、自動車取得税、自動車取得時に納付する自動車税、狩猟税

大分県では、平成 28 年熊本地震による被害の状況を考慮して、熊本県にお住まいの方の県税の申告期限等の一部を延長します。なお、大分県にお住まいの方で災害により申告・納付等ができない場合は、最寄りの県税事務所へご相談ください。また、平成 28 年熊本地震によって被害を受けられた方が、一定の条件を満たした場合、県税について軽減または免除される場合があります。

【お問い合わせ先（熊本県）】

■ 法人県民税・事業税・県民税利子割・配当割・株式等譲渡割・県たばこ税・ゴルフ場利用税

（お住まいの地域） 県下全市町村
（相談先） 県央広域本部 税務部 課税第一課
（電話） 096-352-4111
（所在地） 熊本市中央区南千反畑町 4-33

■ 鉦区税

（お住まいの地域） 県下全市町村
（相談先） 県央広域本部 税務部 課税第二課
（電話） 096-352-4111
（所在地） 熊本市中央区南千反畑町 4-33

■ 個人事業税・軽油引取税・産業廃棄物税

（お住まいの地域） 熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡
（相談先） 県央広域本部 税務部 課税第一課
（電話） 096-352-4111
（所在地） 熊本市中央区南千反畑町 4-33

（お住まいの地域） 荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡

（相談先） 県北広域本部 総務部 課税課
（電話） 0968-25-4124
（所在地） 菊池市隈府 1272-10

（お住まいの地域） 八代市、人吉市、水俣市、矢八代郡、葦北郡、球磨郡

（相談先） 県南広域本部 総務部 課税課
（電話） 0965-33-3180
（所在地） 八代市西片町 1660

(お住まいの地域) 天草市、上天草市、天草郡

(相談先) 天草広域本部 総務部 課税課

(電話) 0969-22-4239

(所在地) 天草市今釜新町 3530

■ 不動産取得税、狩猟税

(お住まいの地域) 熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡

(相談先) 県央広域本部 税務部 課税第二課

(電話) 096-352-4111

(所在地) 熊本市中央区南千反畑町 4-33

(お住まいの地域) 荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡

(相談先) 県北広域本部 総務部 課税課

(電話) 0968-25-4124

(所在地) 菊池市隈府 1272-10

(お住まいの地域) 八代市、人吉市、水俣市、矢八代郡、葦北郡、球磨郡

(相談先) 県南広域本部 総務部 課税課

(電話) 0965-33-3180

(所在地) 八代市西片町 1660

(お住まいの地域) 天草市、上天草市、天草郡

(相談先) 天草広域本部 総務部 課税課

(電話) 0969-22-4239

(所在地) 天草市今釜新町 3530

■ 自動車税・自動車取得税

(お住まいの地域) 県下全市町村

(相談先) 熊本県自動車税事務所

(電話) 096-368-4300

(所在地) 熊本市東区東町 4 丁目 14-37

【お問い合わせ先（大分県）】

別府県税事務所	(所在地) 別府市大字鶴見字下田井 14-1 (電話) 0977-67-8211
大分県税事務所	(所在地) 大分市府内町 3-10-1 (電話) 097-506-5771
自動車税管理室	(所在地) 大分市大津町 3-4-13 (電話) 097-552-1121
佐伯県税事務所	(所在地) 佐伯市長島町 1-2-1 (電話) 0972-22-3021
豊後大野県税事務所	(所在地) 豊後大野市三重町市場 1123 (電話) 0974-22-7501
日田県税事務所	(所在地) 日田市城町 1-1-10 (電話) 0973-22-4175
中津県税事務所	(所在地) 中津市中央町 1-5-16 (電話) 0979-22-2920

7 補助金の申請その他の手続きについて

補助金の公募期間等が延長されます。

商工会、商工会議所などの総会の開催を延期できます。

(1) 公募中の補助金の公募期間の延長

中小企業庁では、現在公募中の以下の補助金について、平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴い、災害救助法適用地域の事業者について公募期間を延長します。

※平成 28 年 5 月 31 日時点で平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用地域は、熊本県内の全 45 市町村です。

■ 小規模事業者持続化補助金

(公募期間の延長対象と公募終了日)

災害救助法適用地域、大分県別府市、日田市、竹田市、宇佐市（旧院内町、旧安心院町）、由布市、九重町及び玖珠町の小規模事業者

平成 28 年 6 月 15 日（水）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

(お問い合わせ先) 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

■ 地域創業促進支援事業

(公募期間の延長対象と公募終了日)

● 創業・第二創業促進補助金

災害救助法適用地域の創業者・第二創業者

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

● 創業支援事業者補助金

災害救助法適用地域の事業者

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

● 創業スクール

災害救助法適用地域の事業者

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

（お問い合わせ先） 中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

■ 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）

（公募期間の延長対象と公募終了日）

災害救助法適用地域の商店街等

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

（お問い合わせ先） 中小企業庁 商業課 03-3501-1929

■ 中小企業活路開拓調査・実現化事業

（公募期間の延長対象と公募終了日）

災害救助法適用地域の中小企業組合等

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効（二次公募終了日）

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

（三次公募は被災地の状況を踏まえて 決定いたします。）

（お問い合わせ先） 中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

■ 戦略的基盤技術高度化支援事業

（公募期間の延長対象と公募終了日）

災害救助法適用地域に構成員が存在する共同体

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

（お問い合わせ先） 中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816

(2) 中小企業経営承継円滑化法の申請書・報告書の提出期限 の延長

平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害による多大な被害を受けたことにより、中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書を提出期限内に提出できない方におかれましては、その期限を延長いたします。

延長される具体的な手続

- (1) 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の前提となる認定申請
- (2) 同認定に係る年次報告、随時報告、臨時報告、合併報告、株式交換等報告
- (3) 同認定に係る贈与者が死亡した場合の確認申請

お問い合わせ先

最寄りの地方経済産業局中小企業課までお問い合わせください。

九州経済産業局中小企業課中小企業金融室 092-482-5448 (直通)

(3) 商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、 商店街振興組合の総（代）会の開催延期

平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震により商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合において、総（代）会が開催できない場合であっても、その状況が解消された時点で開催すれば、不利益な取扱いはしないこととしました。

(4) 特許等に関する手続期間の延長などについて

特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願等の手続について、所定の期間内に手続ができなくなった方に対して手続期間の延長や手続の緩和などの特例措置があります。

また、特許庁が収集した各国・地域知財庁の救済措置等についての情報を、特許庁ホームページを通じて、ユーザーの皆様提供しております。外国出願等の手続を行う際の参考としてください。

お問い合わせ先

①手続一般 平日 8:30～18:15

特許庁 熊本地震手続相談窓口（電話）03-3581-1101 内線 5000,5100,5200

②各国・地域知財庁関連 平日 8:30～18:15

特許庁 国際政策課・国際協力課（電話）03-3581-1101 内線 2561

(5) 中小企業組合等の役員変更の登記や、決算関係書類の届出等の期限の延長

「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）」が平成28年5月2日に公布及び施行されました。

これにより、中小企業組合等の役員変更の登記や、決算関係書類の届出等、履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても平成28年7月29日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないうこととなりました。

(参考)

平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）が平成28年5月2日に公布及び施行され、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の特定非常災害として、平成28年（2016年）熊本地震による災害が指定されるとともに、特別措置法第4条第1項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限が平成28年7月29日とされました。

(6) 更新登録の時期を迎える熊本県にお住まいの中小企業診断士の登録の有効期間の延長

中小企業診断士の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年となっていますが、熊本県にお住まいの中小企業診断士のうち、平成28年4月14日から平成28年9月29日までの間に登録の有効期間が終了する方については、その登録の有効期間を平成28年9月30日まで延長します。

該当する方で、登録を更新される方は平成28年9月30日までに登録更新申請を行ってください。

8 その他の支援

家屋の解体・撤去や、がれきの収集・運搬及び処分に係る経費について補助があります

官公需の受注機会増大の配慮を各府省等や都道府県に要請しました

(1) 中小企業の災害廃棄物の処理に関する支援

中小企業（個人商店を含む）から排出された災害廃棄物は、一般家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されている場合もあることから、市町村が生活環境保全上特に必要として処理を行った場合には、従来から環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象となります。

そのため、被災市町村内に事務所を有する中小企業にかかる、がれきの収集・運搬及び処分については、被災市町村が実施する場合には、解体工事と併せ、処理事業の対象となります。

<平成 28 年熊本地震に係る特例措置>

市町村が実施する半壊以上の家屋等の解体・撤去費用が国庫補助の対象に

これまでの被害状況、被災自治体からの要望や過去の実績を踏まえた処理の円滑化のため、市町村が行う全壊家屋又は半壊家屋の損壊家屋等の解体・撤去費用について補助対象とすることになっています。

なお、修復して再利用すると所有者が判断し、修復、リフォームを行う場合には所有者が費用負担していただくことになります。

※市町村が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 25 年 6 月内閣府防災）に基づいて判定することになります。

これから損壊家屋等の解体・処理を行う場合

中小企業（中小企業とは、中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者をいう。）が自主的に解体・処理することについては、緊急やむを得ないものとして、被災市町村が特に必要として認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものとの判断が必要となります。

具体的には、家屋等の所有者は関係者の合意を得たうえで、解体・処理業者を同行し被災市町村の窓口にご相談及び処理費用の説明等を行っていただく必要があります。

その結果、被災市町村が解体・処理費用を含めて適正であると判断し、当該解体・処理業

者と被災市町村との契約が成立した場合、今回は特例措置として補助事業の対象となります。

倒壊家屋等を既に解体業者に依頼して撤去した場合

既に倒壊した家屋等を自ら解体業者に依頼して撤去した場合についても、後日、被災市町村が、当該撤去を市町村が特に必要として認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものであったと判断した上で、市町村と解体・処理業者との契約に変更する等の措置を講ずれば、今回は特例措置として補助事業の対象となります。（既に支払い済みでも可）

なお、会計手続のため、見積書、請求書等といった契約に関する書類一式及び処理の状況が判る写真等については、会計手続が始まるまでの間、保管しておいてください。

<参考>

環境省の HP についても参考に御覧下さい。

http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/

<お問い合わせ先>

各市町村の廃棄物対策の窓口までお問い合わせ下さい。

制度全体に関するお問い合わせは、以下までお問い合わせ下さい。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

TEL 03-5521-8337（直通）

FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-shisetsu@env.go.jp

(2) 被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における受注機会増大の配慮を、各府省等や都道府県に要請

熊本地震の被災地域の中小企業・小規模事業者が、官公需の受注機会の増大を図れるようにするため、各府省等、都道府県知事、人口 10 万人以上の市及び特別区の長に対して適切な納期・工期の設定及び迅速な支払、地域中小企業の適切な評価等の配慮を要請しました。

1. 中小企業庁は、各府省等に対して、下記の事項を含む、被災地域の中小企業・小規模事業者に対する一層の受注機会の増大についての配慮を要請しています。

(1) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

被災地域においても中小企業・小規模事業者が無理せず、十分に対応できるよう、適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、中小企業・小規模事業者の資金繰りが悪化しないよう、発注者は迅速な支払いに努めること。

(2) 地域中小企業の適切な評価

被災地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できるがれき処理等の役務や工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれない範囲で、適切な地域要件の設定等の地域企業の適切な評価を行い、活用に努めること。

2. また、都道府県知事、人口 10 万人以上の市及び特別区の長に対して、1.の各府省等に対する要請に準じた配慮を要請します。

(3) ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech (ジエグテック)」 における熊本県及び大分県企業向けの応援サイトの開設

熊本県及び大分県内の登録中小企業の操業・稼働状況等の情報を発信することにより国内外の販路開拓支援を行うため、ジエグテック内に「熊本地震復興応援サイト」を開設しました。登録手続の簡素化と迅速化を進めていますので、これまでジエグテックに登録してこられなかった中小企業者の皆様も積極的に御登録・御活用ください。

URL : <https://jgoodtech.smrj.go.jp/landing/kumamoto?locale=ja>

<お問い合わせ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部

TEL 03-5470-1824

E-mail: hanro-kikaku@smrj.go.jp

9 よくあるご質問

Q1. 今回の地震により被害を受けたことをどのように証明すればよいですか？

地震によって、事業所等、主要な事業用資産が全壊・流失・半壊・床上浸水等、損害を受けたことについて、事業所の所在地を管轄する市町村長等から罹災（りさい）証明書の発行を受けてください。

証明書のタイトルが「罹災証明書」の名称でなくとも、損害を受けた事実を証するものとして発行されたものであれば構いません。

Q2. 罹災（りさい）証明書はどこでもらえますか？

事業所の所在地を管轄する市町村が発行することになっています。具体的な手続きについては、84 ページ以降に掲載されている県・市町村にお問い合わせ下さい。

Q3. 雇用調整助成金を受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

雇用調整助成金を受給するためには、まず、支給要件を満たす事業主であることを示す書類を提出するとともに、これにあわせて休業等の計画を事前にお近くのハローワーク、または労働局の助成金窓口へ届け出る必要があります。

Q4. 雇用調整助成金を受給するために必要な書類が、地震の影響で破損してしまったのですが、代替手段はありますか？

地震の影響で支給関係書類の提出が困難な場合は、申立書などによる代替もできます。詳細については、お近くのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

Q5. パートやアルバイトでも雇用調整助成金の支給対象になりますか？

パートやアルバイトなどの短時間労働者も、雇用保険に入っている方であれば、雇用調整助成金の対象となり得ます。

Q6. 「災害救助法適用地域」とは具体的にどの地域を指しますか？

平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用地域は、平成 28 年 5 月 31 日現在、熊本県内の全 45 市町村です。

10 県・市町村の連絡先一覧

熊本県	商工政策課	(電話) 096-333-2312
熊本市	経済政策課	(電話) 096-328-2375
八代市	商工政策課	(電話) 0965-33-8513
人吉市	商工振興課	(電話) 0966-22-2111
荒尾市	産業振興課	(電話) 0968-63-1432
水俣市	経済観光課	(電話) 0966-61-1628
玉名市	商工観光課	(電話) 0968-73-2222
天草市	産業政策課	(電話) 0969-32-6786
山鹿市	商工観光課	(電話) 0968-43-1579
菊池市	商工観光課	(電話) 0968-25-7223
宇土市	商工観光課	(電話) 0964-22-1111
上天草市	産業雇用創出課	(電話) 0964-26-5531
宇城市	商工観光課	(電話) 0964-32-1604
阿蘇市	まちづくり課	(電話) 0967-22-3318
合志市	商工振興課	(電話) 096-248-1115
美里町	林務観光課	(電話) 0964-47-1111
玉東町	産業振興課	(電話) 0968-85-3113
和水町	商工観光課	(電話) 0968-86-5725
南関町	まちづくり課	(電話) 0968-57-8501
長洲町	まちづくり課	(電話) 0968-78-3219
大津町	商業観光課	(電話) 096-293-3115
菊陽町	商工振興課	(電話) 096-232-2165
南小国町	まちづくり課	(電話) 0967-42-1112
小国町	産業課	(電話) 0967-46-2112
産山村	企画振興課	(電話) 0967-25-2211
高森町	政策推進課	(電話) 0967-62-1111
南阿蘇村	企画観光課	(電話) 0967-67-1112
西原村	企画商工課	(電話) 096-279-3112

御船町	商工観光課	(電話) 096-282-1226
嘉島町	企画情報課	(電話) 096-237-2641
益城町	企画財政課	(電話) 096-286-3223
甲佐町	産業振興課	(電話) 096-234-1176
山都町	山の都創造課	(電話) 0967-72-1158
氷川町	商工観光課	(電話) 0965-62-2315
芦北町	商工観光課	(電話) 0966-82-2511
津奈木町	振興課	(電話) 0966-78-3112
錦町	企画観光課	(電話) 0966-38-4419
あさぎり町	商工観光課	(電話) 0966-45-7220
多良木町	企画観光課	(電話) 0966-42-1257
湯前町	産業振興課	(電話) 0966-43-4111
水上村	企画観光課	(電話) 0966-44-0312
相良村	産業振興課	(電話) 0966-35-1034
五木村	ふるさと振興課	(電話) 0966-37-2212
山江村	企画調整課	(電話) 0966-23-3112
球磨村	企画振興課	(電話) 0966-32-1114
苓北町	商工観光課	(電話) 0969-35-1111
大分県	商工労働企画課	(電話) 097-506-3215
大分市	商工労政課	(電話) 097-537-5625
別府市	商工課	(電話) 0977-21-1132
中津市	商工振興課	(電話) 0979-22-1120
日田市	商工労政課	(電話) 0973-22-8239
佐伯市	商工振興課	(電話) 0972-22-3943
臼杵市	産業観光課	(電話) 0972-63-1111 (内 1262)
津久見市	商工観光課	(電話) 0972-82-9542
竹田市	商工観光課	(電話) 0974-63-4807
豊後高田市	商工観光課	(電話) 0978-22-3100 (内 234)
杵築市	商工観光課	(電話) 0978-62-3131 (内 174)

宇佐市 商工振興課 (電話) 0978-32-1111 (内 481)
豊後大野市 商工観光課 (電話) 0974-22-1001 (内 2332)
由布市 商工観光課 (電話) 0977-84-3111 (内 511)
国東市 活力創生課 (電話) 0978-72-5183
東国東郡姫島村 水産・観光商工課 (電話) 0978-87-2111 (内 180)
速見郡日出町 商工観光課 (電話) 0977-73-3158
玖珠郡九重町 商工観光・自然環境課 (電話) 0973-76-3150
玖珠郡玖珠町 商工観光振興課 (電話) 0973-72-7153

中小企業復興支援センター熊本 (熊本市) (電話) 096-364-5252

熊本県よろず支援拠点 (益城町) (電話) 096-286-3355

大分県よろず支援拠点 (大分市) (電話) 097-537-2837

九州経済産業局 中小企業課 (福岡市) (電話) 092-482-5447